

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の 名称	犬の登録及び鑑札の交付
処分権者	市長
根拠規定	狂犬病予防法第4条第2項
基準規定	周南市狂犬病予防法施行細則第2条、第4条
審査基準	○狂犬病予防法第4条第2項 第4条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日）から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。 ○狂犬病予防法施行規則第3条 法第4条第1項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 1 所有者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。） 2 犬の所在地 3 犬の種類 4 犬の生年月日 5 犬の毛色 6 犬の性別 7 犬の名 8 前五号のほか犬の特徴となるべき事項
標準処理 期間	
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の 名称	犬の予防注射済票の交付
処分権者	市長
根拠規定	狂犬病予防法第5条第2項
基準規定	狂犬病予防法施行令第3条
審査基準	○狂犬病予防法第5条第2項（予防注射）第五条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。 （省令への委任） 第4条 前各条に規定するもののほか、犬の登録及び鑑札の交付並びに注射済票の交付に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 ○狂犬病予防法施行規則 （予防注射の時期） 第11条 生後91日以上（次項に規定する犬であつて、3月2日から6月30日までの間に所有されるに至つたものを除く。）の所有者は、法第5条第1項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を4月1日から6月30日までの間に1回受けさせなければならない。ただし、3月2日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。 2 生後91日以上（次項に規定する犬であつて、3月2日から5月31日までの間にその犬を所有するに至つた場合においては、前年の3月2日）以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至つた者は、法第5条第1項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至つた日から30日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。 3 前2項の場合において、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、第1項中「所有される」とあるのは「管理される」と、「所有者」とあるのは「管理者」と、前項中「所有する」とあるのは「管理する」と、それぞれ読み替えるものとする。 （注射済票の交付） 第12条 獣医師が狂犬病の予防注射を行つたときは、その犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合にはその者。以下同じ。）に対して、別記様式第4による注射済証を交付しなければならない。 2 犬の所有者は、前項に規定する注射済証を市町村長に提示し、注射済票の交付を受けなければならない。
標準処理 期間	
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の 名称	斎場の使用の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市斎場条例第4条
基準規定	周南市斎場条例施行規則第3条
審査基準	○周南市斎場条例第4条 斎場を使用しようとする者は、市長（ペット火葬施設にあっては、指定管理者。以下次項、第6条第1項及び第8条第2項において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、斎場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 第5条 本市住民でないものが斎場の使用を願い出たときは、市長において支障がないと認めた場合に限り許可する。ただし、ペット火葬施設については、本市住民以外の使用は認めないものとする。 ○周南市斎場条例施行規則第3条 （使用の許可） 第3条 市長は、前条の使用許可申請書の提出があった場合において、使用を許可すべきものと認めるときは、当該使用許可申請書を提出した者に対して周南市斎場使用許可書（別記様式第4号、別記様式第5号又は別記様式第6号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。
標準処理 期間	
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の 名称	斎場使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市斎場条例第7条第2項
基準規定	周南市斎場条例施行規則第5条
審査基準	○周南市斎場条例第7条第2項 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。ただし、ペット火葬施設の使用料については、減額又は免除することはできない。 ○周南市斎場条例施行規則第5条 条例第7条第2項の規定により使用料を減額又は免除する場合においては、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額を減額又は免除するものとする。 （１） 行旅死亡人のために使用する場合 全額 （２） その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が定める額 ２ 条例第7条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、周南市斎場使用料減免申請書（別記様式第7号）に当該申請の理由となる事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。
標準処理 期間	
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の 名称	埋葬、火葬又は改葬の許可
処分権者	市長
根拠規定	墓地、埋葬等に関する法律第5条
基準規定	墓地、埋葬等に関する法律施行規則第1条、第2条、第3条
審査基準	○墓地、埋葬等に関する法律第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。 ○墓地、埋葬等に関する法律施行規則第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。 1 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名） 2 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別） 3 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数） 4 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条第2項から第4項まで及び第7項に規定する感染症、同条第8項に規定する感染症のうち同法第7条に規定する政令により当該感染症について同法第30条の規定が準用されるもの並びに同法第6条第9項に規定する感染症、その他の別） 5 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日） 6 死亡場所（死産の場合は、分べん場所） 7 埋葬又は火葬場所 8 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄 第2条 法第5条第1項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。 1 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名） 2 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日） 3 埋葬又は火葬の場所 4 埋葬又は火葬の年月日 5 改葬の理由 6 改葬の場所 7 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 1 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面） 2 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本 3 その他市町村長が特に必要と認める書類 第3条 死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠4月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第1項の申請書には、同条第2項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 1 無縁墳墓等の写真及び位置図 2 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面 3 前号に規定する官報の写し及び立札の写真 4 その他市町村長が特に必要と認める書類
標準処理 期間	
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の 名称	墓地の使用の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市営墓地使用条例第4条
基準規定	周南市営墓地使用条例第5条 周南市営墓地使用条例施行規則第2条、第3条
審査基準	○周南市営墓地使用条例第4条 墓地を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。 第5条 第5条 墓地を使用しようとする者は、本市に住所又は本籍を有する者でなければならない。ただし、米山共同墓地の利用者は、周南市鹿野渋川自治会内に住所を有する者とする。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 ○周南市営墓地使用条例施行規則第2条第1項 条例第4条の規定により墓地の使用許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書（別記様式第1号）に世帯全員の住民票及び火葬許可証その他の焼骨を保有していることを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。 第3条 前条の申込者の数が墓地の貸出区画数を超えた場合においては、抽選その他公正な方法により申込者を選考するものとする。
標準処理 期間	
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の 名称	墓地の使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市営墓地使用条例第15条
基準規定	周南市営墓地使用条例第15条
審査基準	○周南市営墓地使用条例第15条 本市の住民であって公費の扶助を受け、又は貧困その他の事情により市長が特に必要があると認めた場合、使用料を減額又は免除することができる。
標準処理 期間	
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の 名称	使用権の承継
処分権者	市長
根拠規定	周南市営墓地使用条例第7条
基準規定	周南市営墓地使用条例施行規則第6条第1項
審査基準	○周南市営墓地使用条例第7条 墓地の使用は、祭祀しの承継人がその原因発生後速やかに市長に届け出て、承認を得て承継することができる。 ○周南市営墓地使用条例施行規則第6条第1項 条例第7条の規定により墓地の使用を承継しようとする者は、墓地使用承継許可申請書（別記様式第5号）に許可証及び承継者の世帯全員の住民票、戸籍謄本その他承継の事由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
標準処理 期間	
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の 名称	碑石等建立
処分権者	市長
根拠規定	周南市営墓地使用条例第10条第2項
基準規定	周南市営墓地使用条例施行規則第6条第3項
審査基準	○周南市営墓地使用条例第10条第2項 碑石等建立の際は、市長に申請し、承認を得なければならない。 ○周南市営墓地使用条例施行規則第6条第3項 使用者は、碑石、形像類を建設し、又は改造しようとするときは、着工前に工事設計図を提出し、確認を受けた上で、工事完了後速やかに碑石等工事完了届（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。 （使用の制限） 第5条 大迫田共同墓地（指定区画）については、碑石の高さを碑石の型により次のとおりとする。 ・洋型 墓地面から1.20メートル以内 ・和型 墓地面から1.35メートル以内
標準処理 期間	
備考	